

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月21日から36年2月21日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和35年12月にB社からA社へ所属が変更になったが、仕事の内容や待遇は変わらず、同じ工場で仕事をしていた。他の同僚は加入記録が継続しているのに、自分のみが継続していないのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年3月25日にB社に入社、途中で所属がA社に変わったものの、39年4月25日まで同じ工場において同じ業務に従事していたところ、社会保険事務所の記録によれば、B社において、35年3月25日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失後、A社において、36年2月21日に資格を取得し、39年4月26日に資格を喪失している。

しかし、申立人と同様、工場を変わらずに継続して勤務していた複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において勤務内容等に変更は無く、継続して同じ工場に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様、B社からA社へ所属が変更となった者は、昭和35年12月21日付けで6人、また、36年2月21日付けで5人いるが、申立人を除く10人全員の資格喪失日及び資格取得

日が同一日で処理されており、この時期に所属が変更となった複数の同僚は、「A社は、B社から分かれた会社であり、同じ経営者で人の異動が頻繁に行われていた。」と供述していることから、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得の手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社はB社に合併し解散していることから、B社に照会したところ、「当時の人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務実態は不明であるが、当社に残されている申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届の日付けからすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は納付していないと思われる。」と回答しており、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したところ、B社における申立人の資格喪失日は昭和35年12月21日、A社における資格取得日は36年2月21日となっていることから、当時の事業主はこれらの日付けを資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年12月分及び36年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から43年9月まで
市から国民年金保険料の未納分を納付するよう通知が来た際、1万3,000円を勤務先の事業主から借りて2回に分けて納付したはずだ。また、免除申請した記憶は無いので申立期間が未納や免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、市役所から未納の通知が来て納付したと繰り返すだけで、厚生年金保険資格喪失後の申立期間に係る国民年金加入手続や納付時期に係る記憶は無く、昭和48年8月6日に特例納付（附則第13条）及び過年度保険料を一括納付したことも思い出せないとするなど、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳によれば、申立人の当時の夫は、昭和38年4月から47年3月までの期間は保険料の納付が免除されており、申立人についても、当該期間中の38年4月から協議離婚直前の41年3月までは保険料の納付が免除されていた期間であったことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間の前後の期間において特例納付していることが確認でき、特例納付は先に経過した未納期間から納付することとされているが、昭和48年8月に不在が判明した際に、申立人の厚生年金保険被保険者期間を誤認し、38年10月1日から44年7月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として処理したため、この期間を残して特例納付をしたとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月、同年10月、56年3月、同年8月、同年11月、57年3月、同年11月から58年3月までの期間、同年10月、同年11月から59年3月までの期間、同年6月、同年11月から60年4月までの期間、同年7月、同年11月から61年3月までの期間、同年6月、62年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年12月から63年3月までの期間、同年11月から平成2年4月までの期間及び同年6月から3年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月及び同年10月
② 昭和56年3月
③ 昭和56年8月
④ 昭和56年11月
⑤ 昭和57年3月
⑥ 昭和57年11月から58年3月まで
⑦ 昭和58年10月
⑧ 昭和58年11月から59年3月まで
⑨ 昭和59年6月
⑩ 昭和59年11月から60年4月まで
⑪ 昭和60年7月
⑫ 昭和60年11月から61年3月まで
⑬ 昭和61年6月
⑭ 昭和62年2月から同年4月まで
⑮ 昭和62年6月及び同年7月
⑯ 昭和62年12月から63年3月まで
⑰ 昭和63年11月から平成2年4月まで
⑱ 平成2年6月から3年1月まで

船員保険喪失後は国民年金に加入手続し、私か妻が納付書により金融機関の窓口で保険料を納めているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間のすべてについて、船員保険資格喪失後の国民年金への切替手続を行ったと主張しているだけで、切替手続の場所や時期等の記憶が無い上、国民年金保険料の具体的な納付方法の記憶も無いなど、船員保険資格喪失後の国民年金への切替手続や国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録及び町の国民年金被保険者名簿によると、昭和 63 年 8 月に船員保険被保険者期間の記録整理を行い、申立期間①から⑯までの国民年金の資格取得、喪失の記録が追加処理されていることが確認できる上、船員保険料と国民年金保険料の重複納付期間が生じたことから、この保険料が時効になっていない 61 年 7 月及び同年 11 月から 62 年 1 月までの期間の未納保険料に充当されていることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によると、平成 7 年 6 月にも同様に申立期間⑰及び⑱に係る国民年金の資格取得、喪失の資格が追加処理されていることが確認でき、申立期間当時は、国民年金の加入期間ではなかったことから、国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間は 18 回と多数である上、特に行政側の記録管理の不手際をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年3月まで

昭和42年8月ごろに、親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は20歳のころは父親が納付してくれており、途中から私が納付していた。

昭和46年10月の結婚後は、町内会で国民年金保険料を徴収していたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を徴収人に納付しており、47年ごろからは妻が銀行で国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、婚姻前の昭和42年8月から46年9月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は国民年金の加入し方について、いつ、どこで納付したかの記憶は無いと申し述べており、申立期間の一部の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び納付状況が明らかでない。

また、申立期間のうち、婚姻後の昭和46年10月から49年3月までの期間についても、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、当該期間は申立人の妻も未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和49年6月ごろに加入し、資格取得日を42年8月の20歳到達時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、町が保管する被保険者名簿により、申立人とその妻は、昭和49年4月分の保険料から、同一期間の保険料を同一年月日に納付組織に

納付していることが確認でき、このことと婚姻後の申立期間の納付とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで

昭和44年1月に「20歳になったら国民年金に加入しなければならない」と親に言われ、A市役所で加入手続きしたと思うが、いつ手続きしたかは覚えていない。

昭和46年10月に結婚する前は父親が納付してくれており、結婚後は、町内会で国民年金保険料を集金していたので、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、47年ごろからは私が銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、婚姻前の昭和44年1月から46年9月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の一部の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が明らかでない。

また、申立期間のうち、婚姻後の昭和46年10月から49年3月までの期間についても、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、当該期間は申立人の夫も未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和49年7月ごろに加入手続きし、資格取得日を44年の20歳到達時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、B町が保管する被保険者名簿により、申立人とその夫は、昭和49年4月分の保険料から、同一期間の保険料を同一年月日に納付組織に納付していることが確認でき、このことと婚姻後の申立期間の納付とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私達夫婦は、毎月、国民年金保険料を自宅に集金に来ていた町役場の職員に納めていたはずであり、3年間も集金に来ていなかったとは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦は、「役場の職員が毎月、自宅に集金に来ていた」と申し述べているが、町の国民年金被保険者台帳に記載されている「63.12/16 訪問・63.4～12 徴収・61.10～63.3 分割送付」は昭和63年12月16日に集金人が訪問し現年度保険料を徴収した上、過年度納付書を分割にて送付したことが読み取れる。この時点で申立期間のうち、時効が成立していなかった61年10月から63年3月までの期間は未納であったことが推認できることから、毎月納付していたとする申立人の主張とは合致しない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦が保険料を毎月納付しているのは、平成5年4月から13年12月までの期間であり、このことと申立期間とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私達夫婦は、毎月、国民年金保険料を自宅に集金に来ていた町役場の職員に納めていたはずであり、3年間も集金に来ていなかったとは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦は、「役場の職員が毎月、自宅に集金に来ていた」と申し述べているが、町の国民年金被保険者台帳に記載されている「63.12/16 訪問・63.4～12 徴収・61.10～63.3 分割送付」は昭和63年12月16日に集金人が訪問し現年度保険料を徴収した上、過年度納付書を分割にて送付したことが読み取れる。この時点で申立期間のうち、時効が成立していなかった61年10月から63年3月までの期間は未納であったことが推認できることから、毎月納付していたとする申立人の主張とは合致しない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦が保険料を毎月納付しているのは平成5年4月から13年12月までの期間であり、このことと申立期間とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から48年3月までの期間及び49年4月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から48年3月まで
② 昭和49年4月から54年12月まで

申立期間①のうち、婚姻前の昭和41年8月から43年12月までの期間については、父親がA町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、結婚する時に父親から「今度から自分で納付しなさい」と言われ、国民年金手帳を受け取ったことを覚えている。

昭和44年1月に結婚した後は、B市役所から送られてきた納付書により、私が夫婦二人分（昭和57年2月離婚）の国民年金保険料を3か月に1回、B市役所に納付しに行ったことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、婚姻前の期間について、申立人が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人は昭和48年6月11日に国民年金の加入手続を行い、資格取得日を申立人の20歳到達時まで遡^{さかのぼ}ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①及び②のうち、昭和44年1月から54年12月までの婚姻後の期間について、申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の元夫の納付記録によれば、申立人

の元夫は 39 年 9 月 1 日に国民年金に加入し、結婚前の 43 年 12 月までの国民年金保険料はすべて納期限内に納付していることが確認できる上、納付年月日が確認できる 42 年 1 月から 43 年 12 月までの期間について、申立人の元夫は婚姻前から既に国民年金保険料を 3 か月ごとに納付していたことが確認でき、申立人の元夫は、自らの国民年金保険料を自分自身で納付していた状況がうかがえる。

加えて、申立人の元夫は、申立人が国民年金保険料を納付しなかったと供述する昭和 55 年 1 月以降も国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の、申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付していたとする供述を認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

当時は、脱退手当金という制度を知らず、退職時に勤務先から説明も全く無かった。脱退手当金を受給した記憶もないので、脱退手当金が支給済みとなっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 31 年 3 月から 39 年 6 月までに資格喪失した女性職員のうち、脱退手当金の受給資格のある者は 16 人おり、他の事業所に移った 6 人を除く 8 人について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 12 月 4 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失して以降、54 年 2 月までは、厚生年金保険及び国民年金保険の資格を取得していない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月20日から29年1月23日まで
(船舶所有者A氏)
② 昭和29年5月21日から30年3月30日まで
(B社)
③ 昭和30年4月25日から同年5月1日まで
(C社)
④ 昭和30年8月30日から同年10月1日まで
(同上)
⑤ 昭和30年10月から31年1月20日まで
(船舶所有者D氏)

船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、③、④及び⑤について、船員保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、給料及び歩合が変更されているにもかかわらず、標準報酬月額が改定されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のすべてについて、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が所持している船員手帳には雇入、雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載させているものであり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

- 2 船舶所有者のA氏に係る申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、a船に係る雇入年月日は昭和28年10月20日、また、雇止年月日は29年1月23日と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されている。

また、社会保険事務所が保管する船舶所有者のA氏の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の船員保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において被保険者証番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、

さらに、申立人は当該船が委託試験船だったとしていることから、関係機関に照会したところ、「保存期間が過ぎており資料は無く詳細は不明であるが、当時の試験、調査は傭船で行い、給与、船員保険等は船主が決めていた。」との回答を得ている。

加えて、申立期間に船員保険の加入記録がある乗組員に照会したところ、「a船は底曳き網漁船で乗組員は13人か14人だった。乗組員の出入りが激しかったことや行政庁の調査員が乗って来たことは記憶にあるが、当時の乗組員の名前までは覚えていない。」との回答を得ている。

また、船舶所有者のA氏は既に死亡しているほか、船員保険の加入記録のあるその他の乗組員は所在不明等により供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 B社に係る申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、「給料」欄に「10,000」、また、「雇入契約の更新又は変更」欄に「29.5.21 稚内に於いて給料13,500歩合1人5分に変更する」との記載が確認できるが、その標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB社の船員保険被保険者名簿によると、昭和29年5月21日時点で18人が船員保険に加入していることが確認できるが、この時期に標準報酬月額が改定されている者は無く、このうち、28年2月から30年間にわたりB社で勤務していた元乗組員は、「船員手帳は無く、当時の給与の変更は分からない。」と供述しており、船員保険の記録でも28年2月から29年9月までの1年7か月間は標準報酬月額の変更が無い上、申立期間を含めて28年6月から29年8月まで14か月間の加入記録がある当時

の船長にも、この間の標準報酬月額に変更は無い。

さらに、B社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における申立人が主張する船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 C社に係る申立期間③及び④について、申立人が所持する船員手帳によると、c船に係る雇入年月日は昭和30年4月25日、また、雇止年月日は同年10月1日と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されている。

一方、社会保険事務所が保管するC社の船員保険被保険者名簿によると申立人の同社における船員保険被保険者期間は、昭和30年5月1日から同年8月30日までの期間とされている。

また、船員保険の記録が申立人と同じという同僚は、「私が所有している船員手帳の雇入年月日は昭和30年4月22日、雇止年月日は同年10月3日と記載されている。終漁ははっきり覚えていないが、出漁前は4月に陸上で準備作業し、5月になってから出漁したため、船員保険は出漁に合わせて掛けたのではないか。」との回答が得られている。

さらに、現在の船舶所有者に照会したところ、「申立期間当時、私はまだ入社しておらず、詳細は不明である。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 船舶所有者のD氏に係る申立期間⑤について、申立人は昭和30年10月から雇入されているとしているところ、申立人が所持する船員手帳によると、d船に係る雇入年月日は昭和30年12月5日、また、雇止年月日は31年2月8日と記載され、それぞれ、当時の運輸支局の公認印が押されている。

一方、社会保険事務所が保管する船舶所有者のD氏の船員保険被保険者名簿によると、申立人の同社における船員保険被保険者期間は、昭和31年1月20日から同年4月5日までの期間とされているが、同年2月9日から同年4月5日までの期間については申立人が所持する船員手帳にも雇入等を確認できる記載は無い。

さらに、申立期間を含めて昭和29年9月から31年7月までに3回の加入記録がある乗組員は、「当時の乗組員の名前や乗船期間についてははっきりとした記憶は無い。」と供述している上、30年9月から31年3月まで7か月間の加入記録がある乗組員は、「乗組員は20人ぐらいいた。甲板員も通信士も頻りに替わっていたので、同僚の名前までは覚えていない。」との回答を得ている。

加えて、船舶所有者のD氏は、昭和32年5月にE社に名称変更しているが、62年3月に解散しており、当時の状況については供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤の期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 43 年 2 月まで
② 昭和 52 年 4 月 11 日から 53 年 12 月まで

A事業所(①の期間)及び(株)B事業所(②の期間)に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、これらの事業所に勤務し、保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 A事業所に係る申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 8 日までの期間となっており、申立期間の一部の期間について勤務していたと認められるが、同事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、合併先であるC事業所に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人が勤務していたか否かを含め、当時の状況は不明である。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当時、A事業所に勤務していた者に照会したところ、複数の者から「職業訓練校を卒業し、同時期に勤務し始めた者が申立人を含めて二人い

たが、二人は同級生で、新卒で作業員として採用されたのは、この二人だけだった。」との供述を得、この同級生とされる者にもA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当時、事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 B事業所に係る申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、同事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる複数の同僚に照会したところ、事業所が昭和52年4月11日に厚生年金保険の適用事業所となる約一年前から勤務していた者は、「申立人は勤務していたが、いつから勤務していたかの記憶は定かではない。」との供述を得ている上、適用事業所となった後に勤務し、勤務と同時期に同事業所で資格取得している者についても、「申立人の名前に記憶がない。」、「申立人の名前を聞いたことはあるが、私が勤務していた時はいなかった。」との供述を得ており、申立人は、B事業所に勤務していたことは推認できるが、雇用期間については特定できない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、B事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からの供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 11 日から 38 年 1 月 21 日まで
平成 19 年 9 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答をもらった。
昭和 38 年 1 月に A 社を退職する時に事務担当者から脱退手当金の説明を受けたが、将来のことを考えてそのままにしておくことと伝えられたことをはっきりと覚えており、脱退手当金を請求した記憶もないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の被保険者名簿によると、昭和 37 年 1 月から 38 年 12 月までに資格喪失した女性職員のうち、脱退手当金の受給資格のある者は 29 人おり、このうち、他の事業所に移った 7 人を除く 15 人が脱退手当金を受給していることが確認できる上、申立人を含む 4 人の支給決定日が同一であり、別事業所における被保険者期間を請求していない者がいることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 6 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 6 日から 53 年 1 月 10 日
② 昭和 55 年 2 月 1 日から 56 年 1 月 20 日
③ 昭和 56 年 2 月 10 日から 57 年 12 月 20 日

A社(①の期間)、B社(②の期間)及びC社(③の期間)に勤務していた期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務し、給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立事業所のすべてにおいて、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

2 A社に係る申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、同社は昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間については適用事業所となっていない。

また、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立期間には適用事業所となっていないので厚生年金保険料は控除していない。申立人が勤務していたという記憶は無く、当時、勤めていた者にも聞いてみたが申立人は会社にはいなかったとのことである。当時の関係書類についても、会社を整理したときにすべて処分したので残っていない。」との回答を得ている。

さらに、当時の役員に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無い。」としており、申立人が一緒に働いていたとする同僚からは、「私は、申立期間には勤めていなかった。」との供述を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 B社に係る申立期間②について、当時の事業主に照会したところ、「申立人は勤務していたが、勤務していた時期までは覚えていない。事務手続については、担当者にすべて任せていたので分からず、当時の関係書類も残っていない。」との回答を得ていることから、申立人は同社において勤務していたことが推認できるものの、勤務期間の特定はできない。

また、社会保険事務所の記録によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所として該当が無い上、当時の役員に照会したところ、「厚生年金保険には加入していなかったと思うが、詳しいことは分からない。」との供述を得ている。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする同僚4人は、所在が確認できず、供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 C社に係る申立期間③について、当時の事業主に照会したところ、「申立人は一年ほど勤務していたと思うが、勤務時期は覚えていない。当時の関係資料は処分している。」との回答を得ている上、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立人は勤めていたが、勤めていた期間は分からない。」との供述を得ていることから、申立人は同社において勤務していたことが推認できるものの、勤務期間の特定はできない。

また、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和52年6月28日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月から22年8月まで
(A社B事業所)
② 昭和23年5月から25年3月まで
(C事業所)
③ 昭和42年3月から44年9月まで
(D社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立事業所に勤務し、それぞれ給与から厚生年金保険料を引かれていた記憶があるので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 2 A社B事業所に係る申立期間①について、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和21年3月8日から22年4月1日までの期間は、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、その前後の期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社本社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用関係について照会したところ、「当社には当時の人事記録等が残っていないため、B事業所に当時の社員名簿を捜してもらったが、昭和20年ごろのものが存在せず不明とのことであった。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚二人に照会したところ、申立人の勤務実態については「勤務していたかどうかは不明。」との回答を得ている上、当該同僚二人は、自身が記憶している入社日から1か月及び3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、当該事業所では、採用した者を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 C事業所（現在は、E社。以下同じ。）に係る申立期間②のうち、昭和23年5月から24年7月までの期間は、社会保険事務所の被保険者記録により、別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人に再度確認したところ、「C事業所にはF社に採用（28年8月）になる前まで働いた。」と述べており、申立人の勤務期間は申立期間②よりも後の期間であったことが推認できる。

また、E社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用関係について照会したところ、「当時の状況を知る者によると、申立人が勤務していたのは、昭和27年10月ごろから28年6月か7月ごろまでであり、臨時雇用だったため、厚生年金保険には加入していないとのことである。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社が適用事業所となった昭和27年10月1日から申立人がF社に採用される昭和28年8月1日までの期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で申立期間中に加入記録のある者3人に照会したところ、一人は、「申立人は同じ事業所に勤めていたが、勤めていた期間や厚生年金保険の加入の有無については分からない。」としており、他の二人は、「申立人が同じ事業所に勤めていたかどうかは覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 D社に係る申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、同社は昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前に厚生年金保険の適用事業所となっていた形跡は無い。

また、D社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用関係について照会したところ、「古くから勤務している者によると、申立人は昭和42年から44年にかけて当社に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所になったのは51年4月であり、それ以前には、厚生年金保険料を控除しておらず、社員各自が国民年金に加入していた。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 (月不明) から 50 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、A社に勤務し、事業所から年金手帳を受け取った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司の供述から、申立人はA社で勤務していたことが推認できるが、雇用期間の特定はできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同社が加入していた厚生年金基金にも申立期間に係る申立人の加入記録は確認できない。

加えて、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間当時に経理を担当していた元事業主の妻に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係資料が残されておらず、雇用状況及び厚生年金保険に加入していたか否かについては確認できないが、当時は、従業員に対し、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との回答を得ている上、昭和 49 年 8 月まで申立人と同じ事業所

に勤務していた複数の同僚に照会したところ、「申立人の名前に記憶はない。」との供述を得ているほか、申立人が勤務し始めた当時、事業所の所長であったとする者について、同僚によると、「私が辞める時点では、その者は別の事業所に勤務しており、所長は別の者であった。」との供述が得られており、申立人の勤務期間については、申立期間よりも短期間であったことが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。